

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月26日

広島市長

提出者

住所 広島市南区段原南1-3-53

氏名 鹿島建設株式会社中国支店

執行役員支店長 常岡 次郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-553-7900

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社中国支店
事業場の所在地	広島市南区段原南1-3-53
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 549億円（令和5年度）
③従業員数	244名（中国支店）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	（別紙）副産物の分類と手続き一覧のとおり

別紙4

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
 計画：今年度（令和6年度）計画量

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
感染性産業廃棄物										
特定有害産業廃棄物	廃PCB等									
	PCB汚染物									
	PCB処理物									
	指定下水汚泥									
	鉱さい									
	廃石綿等	82.3	82.3							
	燃え殻									
	ばいじん									
	廃油(金属を含むもの)									
	汚泥(金属を含むもの)									
	廃酸(金属を含むもの)									
	廃アルカリ(金属を含むもの)									
合計	82.3	82.3	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙4

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

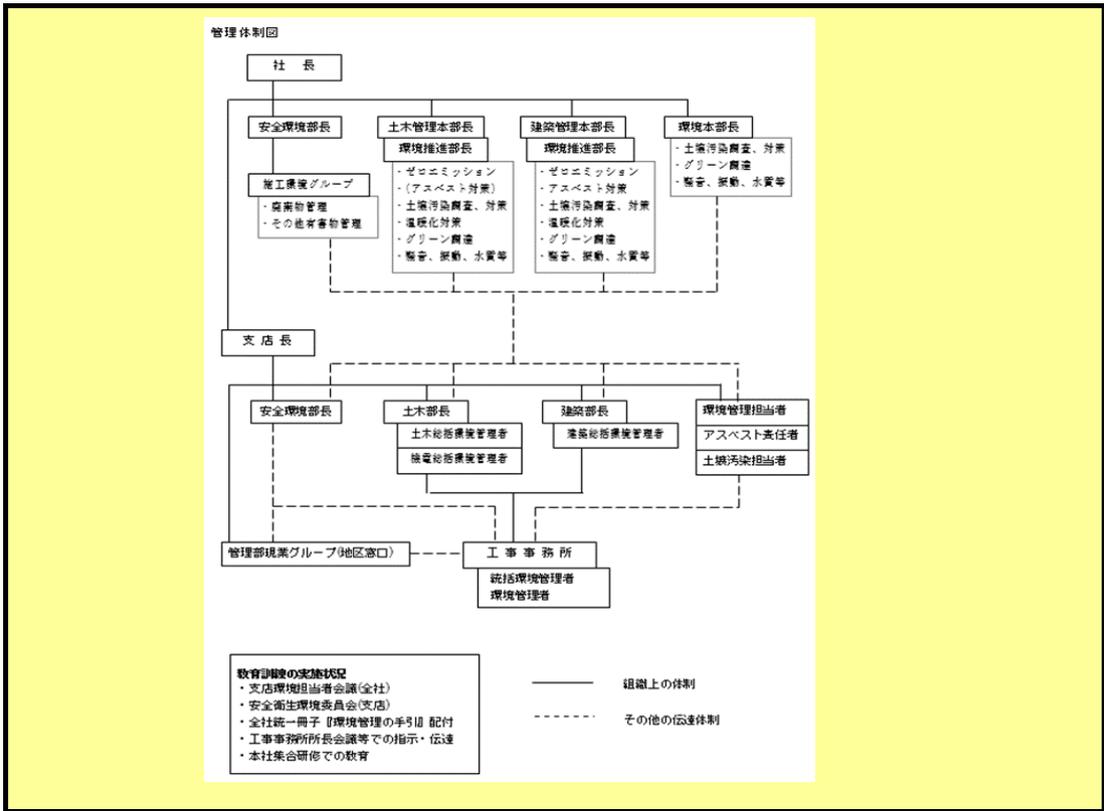
単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
感染性産業廃棄物										
特定有害産業廃棄物	廃PCB等									
	PCB汚染物									
	PCB処理物									
	指定下水汚泥									
	鉱さい									
	廃石綿等	82.3	82.3		82.3					
	燃え殻									
	ばいじん									
	廃油(金属を含むもの)									
	汚泥(金属を含むもの)									
	廃酸(金属を含むもの)									
	廃アルカリ(金属を含むもの)									
合計	82.3	82.3	0	82.3	0	0	0	0	0	0

別紙5(廃棄物処理法-特産産廃処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>安衛法等に定められた規則を順守している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後ともこれまでと同様の取組を行う。</p>

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	解体・改修工事を行う際は所定のフォーマットの事前調査表により、吹付石綿等の有無とレベルの確認を社内ルールで義務付けている。 特別管理産業廃棄物の許可を持つ収集運搬、処分会社契約を行い、排出を管理し分別している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後ともこれまでと同様の取組みを行う。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>特別管理産業廃棄物の許可を持つ収集運搬会社、処分会社との委託契約を行う。契約に際しては環境管理部門が処分場を直接確認する。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後ともこれまでと同様の取組みを行う。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>82.3 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>今後ともこれまでと同様の取組みを行う。</p>

(別紙)副産物の分類と手続き一覧

手続きタイプ	建設副産物処理方法	品目(例)	分類	運搬業者	搬入先	必要手続き
A	廃棄物処理(再生含む)委託	・汚泥 ・コンクリートがら ・木くず ・混合廃棄物	産業廃棄物	収集運搬業者 許可業者	処分業許可業者	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物処理委託契約書 建設系廃棄物マニフェスト
		・廃石綿 ・揮発油	特別管理産業廃棄物	特管収集運搬業者 許可業者	特管処分業許可業者	
B	専ら物*の取引又は有価売却	・スクラップ ・電線 ・段ボール	有価物 (運賃を含めて無償又は有価であれば可)	再生専門業者	再生専門業者	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル伝票/受取伝票 覚書 収集許可業者とは委託契約書・マニフェスト
				収集許可業者	再生専門業者	
C	環境大臣指定に基づくリサイクル	・石膏ボード ・ALC ・グラスウール ・シーリング容器	産業廃棄物	再生運搬業者 収集許可業者	再生指定業者 再生指定業者	メーカーごとに異なるので確認すること (収集許可業者による運搬の場合は処理委託契約の要)
D	協力業者持ち帰りによる再使用	・型枠材	資材 (注)型枠材・梱包材等を処分目的で持ち帰らせることは不可	協力会社	協力会社	<ul style="list-style-type: none"> 確実にリサイクルされることを確認した上、 資材再使用等に関する覚書 リサイクル伝票
				協力会社	メーカー	
E	他現場利用	・ベントナイト泥水	資材	収集許可業者	現場又は他社現場	<ul style="list-style-type: none"> 現場の場合、発生・利用両現場で「環境管理計画書」に記載 他社現場の場合、覚書を締結・リサイクル伝票
		・再生砕石 ・土砂 ・備品	資材			
F	現場内利用	・再生砕石 ・汚泥	資材	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 「環境管理計画書」に記載 ・(汚泥を自ら利用する場合)利用計画書(9-6頁)

(参考) *専ら(もっぱら)物

古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空き瓶、古繊維の4品目が該当する。

廃棄物処理法では、法14条第1項ただし書きによる「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(以下、専ら(もっぱら)物と呼ぶ)のみの収集又は運搬を業として行う者」と、法14条4項ただし書きによる「専ら物のみの処分を業として行う者」の二者は、廃棄物処理法における業許可は不要とされている。ただし、当社の運用では「専ら物」の処理を委託する場合は事前に覚書を交わし、搬出の都度リサイクル伝票を発行する(受取伝票の受領でも可)